平成３０年（フ）第３７１号
埼玉県川口市芝宮根町13番30号　メゾン高木201
債務者　髙坂　英之
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４６２号
さいたま市西区大字佐知川1321番地１　ハイツカナル103
債務者　天野　賀絵（旧姓河上）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５３７号
埼玉県戸田市喜沢２丁目６番地の21　福寿荘103号室
債務者　木村　和巳
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２０７号
埼玉県草加市遊馬町80番地１
債務者　奈須　光男
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１２７号
埼玉県羽生市東３丁目15番34号　パインハイツ103
債務者　笹岡　慎哉
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１３８号
埼玉県本庄市見福５丁目１番30号　東富田ハイツ104
債務者　金井　真美
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１３１号
相模原市中央区田名7197番地12　プリムローズＤ203
債務者　谷本　晴奈（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１６５号
愛知県知立市上重原３丁目80番地　シャトー島間102号
債務者　田村　文識
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１０７号
大阪府東大阪市中野１丁目19番15号、申立時の住所大阪府泉南郡熊取町つばさが丘西２丁目２番12号
債務者　馬場　恵子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１４７号
大阪府泉佐野市長滝2177番地の12
債務者　中尾　郁子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１５１号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡北２丁目３番28号ベルトピア忠岡北Ｂ―201
債務者　阿部　隼人
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１６８号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目33番１―304号
債務者　秋野　智子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１７３号
大阪府泉大津市助松団地１番６―501号
債務者　矢野二三子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１７７号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地３棟304号
債務者　大藪又一郎
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１７８号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目４番１―103号
債務者　斎藤由香里（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１８６号
大阪府和泉市池上町１丁目２番４―310号、前住所大阪府和泉市伯太町４丁目10番６号
債務者　木瀬　寿雄
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係